

平成 20 年度第 5 回(通算第 8 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 20 年 10 月 20 日(月) 13:30～17:00
2. 場 所 : 虎ノ門パストラル
3. 出 席 : 委員：樋口主査、福田副主査、辻、松浦、太田、川野、
澤柳、山本、小関、新
KHK：佐藤、鈴木
4. 配付資料：
資料 29 前回議事録（案）
資料 30 冷凍空調装置の施設基準の構成の修正（資料 26, 28 との対比）
資料 31 漏えい冷媒ガスによる危険性の考え方
5. 定足数報告： 事務局から定足数を満たす旨報告があった。
6. 議 案 :

(1) 前回議事録の確認

資料 29 に基づき、前回の議事が確認され、議事録が承認された。

(2) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて

資料 30 等をもとに、施設基準の構成につき検討がなされ、次のような意見等があった。

- ・資料 26 の 2.2.2 の柱書きのなお書きは、最小室内内容積を求める式に係る規定だが、冷凍空調装置の能力によって室内内容積が決まるわけではないため、このなお書きは削除する。

同様趣旨で、同資料 2.2.3.1 柱書きのただし書きは、削除する。

- ・冷凍能力 20 ト未満の冷凍空調装置に係る基準をどのように盛り込むか検討がなされた結果、1～3 章については共通なので仕分ける必要がないが、4 章以降については差違が出てくるので、各章を a,b2 項に分けることとした。

しかしながら、煩瑣になって理解しにくくなるおそれもある旨の意見も出された。

資料 31 をもとに、漏えいした冷媒ガスの濃度管理に係る考え方等につき

検討がなされ、以下の意見等があった。

- ・一次判断は、不特定の者が入室するか否かとする。
不特定の者が入るのであれば、施設の種別を問わず限界濃度管理とする。
- ・特定の者が入るのであれば、二次判断を設け、常駐するか否かで仕分けることとする。
常駐するのであれば、限界濃度管理とする。
常駐しないのであれば、その場所に応じた管理方法とする。
- ・冷凍倉庫は、その場所に応じた管理方法とする場所とした。
- ・機械室について検討がなされ、例えば、係員が入室する際には換気扇を作動させるといった条件を付して、その場所に応じた管理をすることとした。

以上の検討をもとに、次回までに改正4次案を作成し、次回開催の前に各委員に送付し、これをもとに検討を進めることとした。

(3) その他

次回分科会は、平成21年1月19日(月)13時30分～とした。

以上